

不動産登記記録例集

目次

* 表示に関する登記 *

第一 土地の表示に関する登記

一 土地の表題登記

- 1 新たに土地が生じた場合 1
- 2 従来から存する土地で共有の場合 2
- 3 不動産登記法（平成16年法律第123号。以下「法」という。）第75条の規定による場合 3
- 4 法第76条第3項の規定による場合 4
- 5 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）による権利変換の場合 5

二 土地の表題部の変更の登記又は更正の登記

- 1 所在の変更又は更正の場合
- (一) 行政区画の名称の変更 6
- (二) 行政区画の名称の更正 7
- 2 地目の変更又は更正の場合
- (一) 地目の変更 8
- (二) 地目の更正 9
- (三) 地図作成作業の実施に伴う地目の更正 10
- 3 地積の変更又は更正の場合
- (一) 地積の変更 11
- (二) 地積の更正 12

(三) 地図作成作業の実施に伴う地積の更正 13	7
(四) 筆界特定に伴う地積の更正 14	8
4 地目の変更の登記と地積の更正の登記を同時にする場合 15	8
三 分筆の登記	
1 甲土地から乙土地を分筆する場合	9
(一) 甲土地・乙土地の表題部 16	9
(二) 乙土地の登記記録にする甲土地の所有権等の登記の転写 17	10
(三) 分筆後の甲土地及び乙土地の一部に地役権が存続する場合 18	11
(四) 分筆後の甲土地の全部に地役権が存続する場合 19	13
(五) 分筆後の甲土地の一部のみに地役権が存続する場合 20	14
(六) 分筆後の乙土地の全部に地役権が存続する場合 21	15
(七) 分筆後の乙土地の一部のみに地役権が存続する場合 22	16
(八) 分筆後の甲土地の全部及び乙土地の一部に地役権が存続する場合 23	18
(九) 分筆後の甲土地の一部及び乙土地の全部に地役権が存続する場合 24	19
(十) 分筆後の甲土地及び乙土地に賃借権が存続する場合 25	21
(十一) 分筆によって共同抵当になった場合 26	22
(十二) 甲土地について抵当権の消滅承諾があった場合、甲土地についてする抵当権が消滅した旨の職権付記 27	23
(十三) 乙土地について抵当権の消滅承諾があった場合、甲土地についてする職権付記 28	23
2 一部地目変更による分筆及び地目変更の場合 29	24
3 地図作成作業の実施に伴う一部地目変更による分筆及び地目変更の場合 30	25
四 合筆の登記	
1 甲土地を乙土地に合筆する場合 31	26
(一) 甲土地の全部に地役権が存する場合に乙土地にする地役権の登記 32	27
(二) 抵当権が合筆後の土地の全部に関する旨の付記をする場合 33	28
2 甲土地を分筆してその一部を乙土地に合筆する場合 34	28
3 地図作成作業の実施に伴う合筆の場合 35	29

五 所有者の氏名等の変更の登記又は更正の登記

1 住所の変更の場合	36	31
2 住所の更正の場合	37	31
3 氏名の変更の場合	38	32
4 氏名の更正の場合	39	32
5 住所及び氏名の変更の場合	40	33
6 住所及び氏名の更正の場合	41	33
7 国土調査法(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査における地番の変更の処理に伴う土地の所有者についての住所の変更の場合	42	34

六 所有者又は持分の更正の登記

1 所有者の更正の場合	43	35
2 所有者の持分の更正の場合	44	35
3 所有者の持分追加の場合	45	36

七 土地の表題部の登記事項の抹消

1 土地の滅失の場合	46	37
2 重複登記の一方を抹消する場合	47	37
3 土地が不存在の場合	48	38
4 法第157条第3項の法務局又は地方法務局の長の命令により抹消する場合	49	38
5 所有権の保存の登記の抹消により閉鎖する場合	50	39
6 権利変換により閉鎖する場合	51	39

八 河川法(昭和39年法律第167号)による登記

1 土地が河川法による河川区域内の土地となった場合	52	40
2 土地が河川法による高規格堤防特別区域内の土地となった場合	53	40
3 土地が河川法による河川立体区域内の土地となった場合	54	41
4 河川法による河川区域内の土地が同法による高規格堤防特別区域内の土地となった場合	55	41
5 河川法による河川区域内の土地が同法による河川立体区域内の土地となった場合	56	42

6	河川法による高規格堤防特別区域内の土地が同法による高規格堤防特別区域内及び河川立体区域内の土地となった場合	43
	(一) 河川区域内の土地である旨の登記と高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされている場合	
	57	43
	(二) 河川区域内の土地である旨の登記と高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合	58
		44
7	土地が河川法による河川区域内の土地でなくなった場合	59
		45
8	河川法による高規格堤防特別区域内の土地が同法による河川区域外の土地となった場合	46
	(一) 河川区域内の土地である旨の登記と高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされている場合	
	60	46
	(二) 河川区域内の土地である旨の登記と高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合	61
		47
9	河川法による高規格堤防特別区域内の土地が同法による河川区域内（高規格堤防特別区域外）の土地となった場合	48
	(一) 河川区域内の土地である旨の登記と高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされている場合	
	62	48
	(二) 河川区域内の土地である旨の登記と高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合	63
		49
10	河川法による河川立体区域内の土地が同法による河川区域外の土地となった場合	50
	(一) 河川区域内の土地である旨の登記と河川立体区域内の土地である旨の登記が一括してされている場合	64
		50
	(二) 河川区域内の土地である旨の登記と河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合	65
		51
11	河川法による河川立体区域内の土地が同法による河川区域内（河川立体区域外）の土地となった場合	52
	(一) 河川区域内の土地である旨の登記と河川立体区域内の土地である旨の登記が一括してされている場合	66
		52
	(二) 河川区域内の土地である旨の登記と河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合	67
		53
12	河川法による高規格堤防特別区域内及び河川立体区域内の土地が同法による河川区域外の土地となった場合	54
	(一) 河川区域内の土地である旨の登記及び高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされ、河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合	68
		54
	(二) 河川区域内の土地である旨の登記並びに高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記及び河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合	69
		55

13	河川法による高規格堤防特別区域内及び河川立体区域内の土地が同法による河川区域内（高規格堤防特別区域外及び河川立体区域外）の土地となった場合	56
	(一) 河川区域内の土地である旨の登記及び高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされ、河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合 70	56
	(二) 河川区域内の土地である旨の登記並びに高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記及び河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合 71	57
14	河川法による高規格堤防特別区域内及び河川立体区域内の土地が同法による高規格堤防特別区域内（河川立体区域外）の土地となった場合	58
	(一) 河川区域内の土地である旨の登記及び高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされ、河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合 72	58
	(二) 河川区域内の土地である旨の登記並びに高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記及び河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合 73	59
15	河川法による高規格堤防特別区域内及び河川立体区域内の土地が同法による河川立体区域内（高規格堤防特別区域外）の土地となった場合	60
	(一) 河川区域内の土地である旨の登記及び高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記が一括してされ、河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合 74	60
	(二) 河川区域内の土地である旨の登記並びに高規格堤防特別区域内の土地である旨の登記及び河川立体区域内の土地である旨の登記が各別にされている場合 75	61
九 その他の登記		
1	登記の原因日付の更正の場合 76	62
2	滅失登記の錯誤による登記記録の回復の場合 77	63
3	分筆錯誤による抹消の場合 78	64
4	合筆錯誤による抹消の場合 79	66

第二 建物の表示に関する登記

一 建物の表題登記

- 1 通常の場合（附属建物があるとき） 8068
- 2 法第75条の規定による場合 81.....69
- 3 法第76条第3項の規定による場合（附属建物があるとき） 8270
- 4 建物新築工事の先取特権の保存の登記の場合 83.....71
- 5 建物新築工事の先取特権の保存の登記をした建物が完成した場合 84.....71

二 建物の合体に関する登記

- 1 合体後の建物の表題登記.....72
 - (一) 甲建物と乙建物とを合体した場合 85.....72
 - (二) 附属建物を主である建物に合体した場合 86.....74
- 2 合体後の建物の権利に関する登記.....75
 - (一) 合体前のいずれの建物にも所有権の登記がある場合 87.....75
 - (二) 法第49条第1項後段の申請がある場合 88.....75
 - (三) 所有権の登記名義人を同一の者でないものとみなした場合における持分がある場合 89.....76
- 3 合体前の建物の抵当権の登記で合体後の建物の持分の上に存続するものがある場合 90.....76
- 4 法第49条第1項後段の申請より先順位の処分の制限等の登記がある場合 91.....77
- 5 合体前の建物の抵当権等の登記について消滅の承諾を証する情報の提供がある場合 92.....78

三 建物の表題部の変更の登記

- 1 所在の変更又は更正の場合.....79
 - (一) 字名の変更 93.....79
 - (二) 敷地番の更正 94.....80
 - (三) 建物えい行移転 95.....81
- 2 種類の変更の場合 96.....81

3	構造の更正の場合 97	82
4	床面積の変更の場合	82
	(一) 増築 98	82
	(二) 一部取壊し 99	83
	(三) 一部取壊し、増築 100	83
5	数個の事項を同時に変更又は更正する場合	84
	(一) 増築及び構造の変更 101	84
	(二) 種類及び構造の変更 102	84
	(三) 構造及び床面積の更正 103	85
6	附属建物に関する変更の場合	85
	(一) 附属建物の新築 104	85
	(二) 附属建物の新築工事の先取特権の保存及び同建物の完成 105	86
	(三) 種類の更正 106	86
	(四) 構造の変更及び床面積の更正 107	87
	(五) 附属建物の滅失 108	87
7	附属建物のある主である建物の滅失による変更の場合 109	88
四 建物の分割の登記		
1	甲建物の附属建物を分割して乙建物とする場合 110	89
2	所有権の保存の登記後に新築された甲建物の附属建物を分割して乙建物とする場合 111	91
3	甲建物の数棟の附属建物を分割して乙建物とする場合 112	93
五 建物の分棟の登記		
1	建物を分棟して附属建物とする場合 113	96
2	甲建物を分棟、分割して甲建物及び乙建物とする場合（一部取壊しを伴う場合） 114	97
六 区分建物の登記		
1	敷地権付き区分建物でない建物についての表題登記	99
	(一) 附属建物のない場合 115	99

(二) 他の一棟の建物を区分した附属建物がある場合	116	100
(三) 主である建物と同一の一棟の建物を区分した附属建物がある場合	117	101
(四) 附属建物が一棟の建物である場合	118	102
2 敷地権付き区分建物の表題登記及び敷地権の登記		103
(一) 規約敷地を含む数筆の建物の敷地がある場合	119	103
(1) 単有の所有権が敷地権の場合の敷地権である旨の登記	120	105
(2) 単有の所有権の一部が敷地権の場合の敷地権である旨の登記	121	105
(3) 所有権の共有部分の全部が敷地権の場合の敷地権である旨の登記	122	106
(4) ある共有者の持分を除く共有持分の全部が敷地権の場合の敷地権である旨の登記	123	107
(5) 非区分建物の附属建物に係る敷地権の登記をした場合の敷地権である旨の登記	124	107
(6) 他の登記所からの通知によってする敷地権である旨の登記	125	107
(7) 地上権が敷地権である場合の敷地権である旨の登記	126	108
(二) 附属建物に係る敷地権の登記をする場合		109
(1) 主である建物と同じ棟に附属建物がある場合	127	109
(2) 主である建物と別の棟に附属建物がある場合	128	111
(3) 主である建物が非区分建物の場合	129	113
3 一棟の建物の表題部の変更の登記又は更正の登記		114
(一) 構造の更正及び増築	130	114
(二) 2階建を3階建に増築	131	115
(三) 建物の名称の変更又は更正	132	115
4 区分建物の表題部の変更の登記又は更正の登記		116
(一) 家屋番号の変更及び建物の名称の更正	133	116
(二) 附属建物の新築	134	116
5 敷地権に関する建物の表題部の変更の登記又は更正の登記		117
(一) 規約敷地を定める規約が設定されたことにより敷地権の登記をする場合	135	117
(1) 所有権の登記以外の所有権に関する登記に建物のみに関する旨の付記をする場合	136	118

(2) 抵当権の登記に建物のみに関する旨の付記をする場合	137	119
(3) 敷地権の目的である土地となった土地について区分建物及び既存の敷地権と同一の抵当権の登記がない場合	138	120
(4) 敷地権の目的である土地となった土地についてされている同一の抵当権の登記の抹消	139	120
(二) 建物の所在の変更の登記又は更正の登記により敷地権の登記をした場合	140	121
(三) 敷地権の変更の登記をする場合		122
(1) 敷地権の目的である土地の分筆の登記がされたとき	141	122
(2) 敷地権の目的である土地の地積の更正の登記がされたとき	142	123
(四) 更正により敷地権の登記をする場合	143	123
6 敷地権の登記の抹消		124
(一) 分離処分可能規約の設定又は規約敷地権を定める規約の廃止により敷地権の登記を抹消する場合	144	124
(1) 所有権敷地権の全部が敷地権でなくなったとき	145	126
(2) 地上権敷地権の全部が敷地権でなくなったとき	146	127
(3) 同じ一棟の建物に属する全部の区分建物の敷地権についてその一部の分離処分可能規約が設定されたとき	147	128
(4) 同じ一棟の建物に属する一部の区分建物の敷地権について分離処分可能規約が設定されたとき	148	129
(5) 特定の区分建物について現在の登記名義人の登記の前に所有権移転請求権の仮登記があるとき	149	130
(6) 転写すべき登記が一個の場合の抵当権等の登記の転写	150	133
(7) 転写すべき登記が数個ある場合の抵当権等の登記の転写	151	134
(8) 新規登記記録に転写及び移記をする場合	152	135
(9) 敷地権であった権利を目的とする抵当権の消滅承諾があった場合に専有部分の抵当権の登記にする付記	153	136
(二) 敷地権の消滅により敷地権の登記を抹消する場合	154	136
(三) 更正により敷地権の登記を抹消する場合	155	138
(1) 所有権が敷地権とされていたとき	156	139
(2) 地上権が敷地権とされていたとき	157	141
7 建物の区分の登記		143

(一) 一棟の建物を区分して甲区分建物及び乙区分建物とする場合	158	143
(二) 甲区分建物を区分して甲区分建物及び乙区分建物とする場合	159	147
(三) 敷地権付き区分建物である甲区分建物を区分して甲区分建物及び乙区分建物とする場合	160	148
(四) 共用部分である旨の登記のある甲区分建物を区分して甲区分建物及び乙区分建物とする場合	161	149
8 建物の合併の登記		151
(一) 甲区分建物を区分して乙区分建物に合併する場合	162	151
(二) 甲区分建物及び乙区分建物を合併する場合（新たに登記記録を作成する場合）	163	152
(三) 甲区分建物及び乙区分建物を合併する場合（甲区分建物の登記記録に記録する場合）	164	155
(四) 敷地権付き区分建物である甲区分建物及び乙区分建物を合併する場合	165	157
9 共用部分に関する登記		158
(一) 共用部分である旨の登記	166	158
(二) 共用部分が他の登記記録に登録した建物の区分所有者の共用すべきものである場合	167	160
(三) 共用部分である旨の登記がある建物の種類の変更	168	160
(四) 共用部分である旨を定めた規約の廃止	169	161
(五) 団地共用部分である旨の登記	170	162
10 その他		163
(一) 甲建物を増築して甲区分建物及び乙区分建物となった場合	171	163
(二) 甲区分建物の滅失により乙区分建物が区分建物でない建物となった場合	172	166
(三) 区分建物の合体による滅失の登記及び表題登記をする場合	173	169
七 建物の合併の登記		
1 甲建物を乙建物の附属建物とする場合	174	172
2 甲建物の附属建物を分割して乙建物の附属建物とする場合	175	174
八 建物の表題部の登記の抹消		
1 滅失の場合	176	176
2 不存在の場合	177	177
3 重複登記の一方を抹消する場合	178	177

4	法第157条第3項の法務局又は地方法務局の長の命令により抹消する場合	179	178
5	所有権の保存の登記の抹消により閉鎖する場合	180	179
九 その他の登記				
1	登記の原因日付の更正の場合	181	180
2	滅失の登記の錯誤による登記記録の回復の場合	182	181
3	附属建物の滅失の登記の錯誤による回復の場合	183	182

* 権利に関する登記 *

第一 所有権に関する登記

一 所有権の保存の登記

- 1 単有の場合 184.....183
- 2 共有の場合 185.....183
- 3 敷地権の登記をした建物についての法第74条第2項の規定による所有権の保存の登記 186.....184

二 所有権の移転の登記185

- 1 相続又は一般承継による場合185
 - (一) 通常の相続（共有の場合） 187185
 - (二) 共有持分の相続 188.....185
 - (三) 数次の相続（家督相続を含む。）が一括して申請された場合の登記 189186
 - (四) 共有持分についての数次の相続（遺産相続を含む。）が一括して申請された場合の登記 190186
 - (五) 胎児の相続 191.....187
 - (六) 相続財産分離の場合 192.....187
 - (七) 相続人不存在の場合 193.....188
 - (八) 遺留分減殺の場合 194.....188
 - (九) 単有名義に登記した後相続放棄の申述受理の審判が取り消された場合 195.....189
 - (十) 会社の合併による承継の場合 196.....189
 - (十一) 法人の権利義務の包括承継の場合 197.....190
- 2 遺贈（特定遺贈及び包括遺贈）又は贈与（死因贈与を含む。）による場合 198190
- 3 売買による場合190
 - (一) 通常の所有権の全部移転（単有の場合） 199190
 - (二) 共有物不分割の定めがある場合 200.....191

(三) 有限責任事業組合契約による出資の場合 201	191
(四) 所有権の移転の登記とは別個に共有物不分割の定めを登記をする場合 202	191
(五) 権利の消滅に関する定めがある場合	192
(1) 失効の定め 203	192
(2) 用途指定条項の定め 204	192
(六) 共有持分の全部移転 205	193
(七) 共有持分の一部移転 206	194
(八) 共有持分の一部移転（数個の持分取得の登記がある場合） 207	194
(九) 共有者の各持分の一部移転 208	195
(十) 共有名義を単有名義とする移転 209	195
(十一) 持分を目的とする第三者の権利の登記がある場合の共有名義を単有名義とする移転 210	196
(十二) 共有持分の一部が第三者の権利の目的となっている場合	197
(1) 持分を取得した特定の登記に係る持分の全部を移転するとき 211	197
(2) 持分を取得した特定の登記に係る持分の一部を移転するとき 212	198
(十三) 共有者中二人以上の持分の全部移転 213	199
(十四) 多数の共有者のうちの一人を除く他の共有者の持分の全部移転 214	200
4 その他の原因による場合	201
(一) 寄附行為 215	201
(二) 時効取得 216	201
(三) 持分の放棄による移転 217	202
(四) 共有者の一人が死亡した場合の特別縁故者不存在による移転 218	203
(五) 共有物分割	204
(1) 持分移転 219	204
(2) 他の不動産の移転 220	204
(六) 民法（明治29年法律第89号）第287条の放棄による所有権移転 221	205
(七) 代物弁済 222	205

(ハ) 交換 223	205
(九) 民法第646条第2項の規定による委任者への所有権移転 224	206
(十) 法人格のない社団の構成員全員の共有名義を代表者の単有名義とする所有権移転 225	206
(㊦) 財産分与 226	207
(㊧) 遺産分割 227	207
(㊨) 民法第958条の3の規定による審判による移転 228	208
(㊩) 譲渡担保	208
(1) 譲渡担保契約 229	208
(2) 譲渡担保契約の解除による担保物返還 230	208
(㊪) 現物出資 231	209
(㊫) 収用 232	209
(㊬) 真正な登記名義の回復 233	209
三 所有権の更正の登記	210
1 登記原因の更正の場合 234	210
2 単有名義を共有名義にする場合 235	210
3 共有名義を単有名義にする場合 236	212
4 共有名義人の一部が脱退する場合 237	213
5 新たに共有者が加入する場合 238	214
6 持分のみを更正する場合 239	215
7 胎児が死体で生まれた場合の相続登記の更正 240	216
8 所有権の全部移転を一部移転にする場合 241	217
9 所有権の一部移転を全部移転にする場合 242	217
10 所有権に関する仮登記及び本登記を更正する場合 243	218
11 法第105条第2号の仮登記を法第105条第1号の仮登記に更正する場合 244	218
四 所有権の登記の抹消	219
1 所有権の保存の登記の抹消	219

(一) 登記記録を閉鎖する場合	245	219
(二) 登記記録を閉鎖しない場合	246	220
2 所有権の移転の登記の抹消	247	221
3 分筆転写により順位1番となった所有権の移転の登記の抹消	248	222
4 買戻特約の付記登記がある所有権の移転の登記の抹消	249	223

第二 地上権に関する登記

一 地上権の設定の登記	224
1 通常の地上権の設定	250
2 区分地上権の設定	251
3 地上権の消滅に関する定めがある場合の地上権の設定	252
4 定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号。以下同じ。））としての地上権の設定	253
5 事業用定期借地権としての地上権の設定	226
(一) 借地借家法第23条第1項の事業用定期借地権	254
(二) 借地借家法第23条第2項の事業用定期借地権	255
二 地上権の移転の登記	227
1 売買による移転	256
2 売買による一部移転	257
3 共有地上権の持分移転	258
4 地上権の一部移転により取得した共有地上権の持分の一部移転	259
三 地上権の変更の登記又は更正の登記	229
1 目的及び存続期間の変更	260
2 地代及び支払時期の変更又は更正	229
(一) 地代及び支払時期の変更	261
(二) 地代及び支払時期の更正	262

3	存続期間の変更	263	230
4	普通地上権の区分地上権への変更	264	231
5	区分地上権の普通地上権への変更	265	232
四	地上権の登記の抹消		233
1	存続期間満了	266	233
2	放棄又は解除	267	233
3	抵当権の目的となっている地上権の消滅	268	233
4	移転した地上権の消滅	269	234
5	地上権の消滅に関する定めがある場合の消滅	270	234
6	移転した地上権の移転原因の解除の場合	271	235

第三 永小作権に関する登記

一	永小作権の設定の登記	272	236
二	永小作権の移転の登記	273	236
三	永小作権の変更の登記	274	236
四	永小作権の登記の抹消		237
1	放棄又は存続期間満了	275	237
2	抵当権の目的となっている永小作権の消滅	276	237

第四 地役権に関する登記

一	地役権の設定の登記		238
1	通行地役権	277	238
2	用水地役権	278	239
3	眺望地役権	279	240

4 地上権を目的とする地役権の設定 280	241
5 要役地が地上権である場合 281	242
二 地役権の変更の登記	243
1 民法第286条の特約追加 282	243
2 地役権の範囲の変更 283	243
三 地役権の登記の抹消	244
1 放棄 284	244
2 地役権が移転しない別段の定めがある場合の要役地の所有権の移転に伴う消滅 285	245

第五 賃借権に関する登記

一 賃借権の設定の登記	246
1 通常の場合 286	246
2 敷金がある場合の賃借権の設定 287	246
3 賃貸人が財産の処分について行為能力の制限を受けた者又は財産の処分の権限を有しない者である場合 288	247
4 建物所有を目的とする土地の賃借権の設定 289	247
5 定期借地権としての賃借権の設定 290	248
6 事業用定期借地権としての賃借権の設定	248
(一) 借地借家法第23条第1項の事業用定期借地権 291	248
(二) 借地借家法第23条第2項の事業用定期借地権 292	249
7 定期建物賃借権の設定 293	249
8 取壊し予定の建物の賃借権の設定 294	250
9 終身建物賃借権の設定 295	250
10 期間付死亡時終了建物賃借権の設定 296	251
11 地上権（又は永小作権）を目的とする賃借権の設定 297	251
12 賃借権の先順位抵当権に優先する同意の登記 298	252

二 賃借物の転貸の登記 299	253
三 賃借権の移転の登記	253
1 売買による移転 300	253
2 相続による移転 301	254
四 賃借権の変更の登記又は更正の登記	254
1 存続期間の変更 302	254
2 借地借家法第4条又は第5条の規定による契約更新 303	255
3 建物の再築による期間の延長 304	255
4 終身建物賃借権の設定の登記後に期間付死亡時終了建物賃借権とする変更 305	256
5 移転した賃借権の賃料の変更 306	256
6 賃料の更正 307	257
五 転借権の変更の登記又は更正の登記	257
1 特約事項の追加 308	257
2 特約事項の遺漏による更正 309	257
六 賃借権又は転借権の登記の抹消	258
1 賃借権の登記の抹消の場合 310	258
2 転借権の登記の抹消の場合 311	258
3 転借権の登記のされている賃借権の登記の抹消の場合 312	259

第六 採石権に関する登記

一 採石権の設定の登記	260
1 契約による場合 313	260
2 決定による場合 314	260
二 採石権の移転の登記	261
1 売買による移転 315	261

2	決定による移転	316	261
三	採石権の変更の登記又は更正の登記		262
1	契約による採石料の変更	317	262
2	決定による存続期間の変更	318	262
3	存続期間の更正	319	262
四	採石権の登記の抹消		263
1	通常の場合	320	263
2	抵当権付採石権の登記の抹消の場合	321	263
第七	先取特権に関する登記		
一	先取特権の保存の登記		264
1	一般の先取特権	322	264
2	不動産の保存の先取特権	323	264
3	建物の新築工事の先取特権	324	265
4	附属建物新築又は増築工事の先取特権	325	266
5	不動産の売買の先取特権	326	267
6	地上権を目的とする先取特権	327	267
二	先取特権の移転の登記		268
1	債権譲渡又は代位弁済による全部移転	328	268
2	債権の一部の譲渡又は代位弁済による先取特権の一部移転	329	268
三	先取特権の変更の登記又は更正の登記		269
1	不動産の保存の先取特権の変更	330	269
2	不動産の保存の先取特権の更正	331	269
3	不動産の工事の先取特権の変更	332	270
四	先取特権の登記の抹消	333	270

第八 質権に関する登記

一 質権の設定の登記	271
1 一個の質権の設定 334	271
2 二個以上の質権の設定 335	271
3 追加担保の場合 336	272
4 根質権の設定 337	273
5 地上権を目的とする質権の設定 338	273
6 賃借権を目的とする質権の設定 339	274
二 質権の移転の登記	274
1 債権譲渡による移転 340	274
2 相続による移転 341	275
三 質権の変更の登記又は更正の登記	275
1 債権額の変更 342	275
2 債権額の更正 343	276
3 利息の変更 344	276
4 存続期間の変更 345	276
5 債務引受による債務者の変更 346	277
四 質権の処分の登記	277
1 転質の場合 347	277
2 質権のみの譲渡 348	278
3 質権のみの放棄 349	278
4 質権の順位の譲渡又は放棄 350	279
5 不動産質権付債権の質入 351	279
五 質権の登記の抹消 352	280

第九 普通抵当権に関する登記

一 抵当権の設定の登記	281
1 目的物件が一個の場合	281
(一) 通常の場合 353	281
(二) 同順位で数個の抵当権が設定される場合 354	281
(三) 共有持分を目的とする場合 355	282
(四) 地上権又は永小作権を目的とする場合 356	283
(五) 元本債権と利息債権とを合わせて担保する場合 357	284
(六) 抵当権の消滅に関する定めがある場合 358	284
(七) 債権に条件を付した場合 359	285
(八) 民法第370条ただし書の特約がある場合 360	285
(九) 債権者(抵当権者)が数人の場合 361	286
(十) 債務者が数人の場合	287
(1) 連帯債務の場合 362	287
(2) 各別の債務を担保する場合 363	288
(十一) 債権の一部を担保する場合 364	288
(十二) 数個の債権を合わせて担保する場合	289
(1) 利息、損害金が同一の場合 365	289
(2) 利息を異にする場合 366	290
(十三) 消費貸借予約(又は限度貸付)による債権を担保する場合 367	291
(十四) 一定の金額の支払を目的としない債権を担保する場合 368	291
(十五) 外貨表示の債権を担保する場合 369	292
(十六) 取扱店を登記する場合 370	292
2 共同抵当の場合	293

(一) 通常の場合	371	293
(二) 追加担保の場合		294
(1) 一個の物件に追加する場合の付記	372	294
(2) 他の登記所からの通知による付記	373	295
(3) 数個の債権を担保する場合でその債権ごとの共同抵当の場合	374	296
(4) 準共有の抵当権の持分のみについて追加する場合の付記	375	297
二 抵当権の移転の登記		298
1 債権譲渡による場合		298
(一) 債権の全部譲渡	376	298
(二) 債権の一部譲渡	377	298
(三) 債権全部の譲渡を受けた者がその債権を更に譲渡した場合	378	299
(四) 債権の一部譲渡を受けた者がその債権を更に譲渡した場合	379	299
2 共有抵当権の持分の移転の場合		300
(一) 債権の持分の譲渡又は放棄	380	300
(二) 抵当権の持分の放棄	381	300
3 代位弁済による場合		301
(一) 全額代位弁済	382	301
(二) 債権額の一部の代位弁済	383	301
4 相続による場合	384	302
5 合併又は会社分割による場合	385	302
6 転付命令による場合	386	302
7 転抵当権の移転の場合	387	303
8 民法第392条第2項の代位による場合	388	303
三 抵当権の変更の登記又は更正の登記		304
1 債権額の変更又は更正の場合		304
(一) 一部弁済	389	304

(二) 変更契約による変更又は錯誤による更正 390	304
(三) 元本債権のみの全部弁済 391	305
(四) 利息の組入れ 392	305
(五) 民法第375条第1項ただし書の特別の登記 393	306
(六) 抵当権の一部移転の登記後に原抵当権の債権が消滅した場合 394	306
(七) 抵当権の一部移転の登記を受けた債権が消滅した場合 395	307
2 利息（損害金を含む。）に関する変更又は更正の場合	308
(一) 約定利息の変更又は更正 396	308
(二) 金員を数回にわたって交付することを約した分割貸付契約において、利息を二本立てに変更する場合 397	308
(三) 利息の定め廃止 398	309
(四) 損害金の変更 399	309
3 一個の契約で数個の登記事項を変更する場合 400	309
4 債務引受の場合	310
(一) 免責的債務引受 401	310
(二) 重疊的債務引受 402	310
5 債務の承継（相続）の場合	310
(一) 共同相続人の一人が遺産分割により、債権者の承認を得て債務を引き受けた場合 403	310
(二) 共同相続人全員の債務承継の変更の登記後、引受相続人に債務者を変更する場合 404	311
6 更改の場合	311
(一) 債務者の交替 405	311
(二) 債権者の交替 406	312
(三) 債権の目的の変更 407	313
7 共有持分上の抵当権の効力を変更する場合	314
(一) 共有持分上の抵当権の効力を単有不動産全部に及ぼす場合 408	314
(二) 抵当権が共有者の一人の持分について消滅した場合 409	315
8 その他の変更又は更正の場合	315

(一) 債務者の氏名等の変更又は更正 410	315
(二) 条件付債権を無条件とした場合 411	316
(三) 被担保債権の発生原因を遺漏した場合 412	316
(四) 抵当権の準共有持分の更正の場合 413	316
(五) 取扱店の変更又は追加の場合 414	317
四 抵当権の順位の変更の登記	317
1 初めて変更する場合及び再変更の場合 415	317
2 同順位の抵当権がある場合 416	319
3 同順位の抵当権を異順位に変更する場合 417	320
4 敷地権付き区分建物に、敷地権の目的である土地に設定された抵当権の追加担保として建物のみを目的とする抵当権の設定の登記がされ、さらに区分建物に他の抵当権が設定された場合に両抵当権の順位を変更するとき 418	321
五 抵当権の処分の登記	323
1 転抵当の登記	323
(一) 通常の場合 419	323
(二) 債権の一部を担保するための転抵当 420	324
(三) 抵当権の一部の転抵当 421	324
(四) 共有抵当権の持分についての転抵当 422	325
(五) 転抵当の転抵当 423	325
2 抵当権のみの譲渡又は放棄の登記	326
(一) 通常の場合 424	326
(二) 他の債権の一部のための譲渡又は放棄 425	327
(三) 抵当権の一部の譲渡又は放棄 426	327
(四) 共有抵当権の持分の譲渡又は放棄 427	328
3 抵当権の順位譲渡又は放棄の登記	329
(一) 通常の場合 428	329
(二) 同一順位者間の順位譲渡 429	330

(三) 同一順位で記号を付した数個の抵当権がある場合の順位の譲渡	430	331
(四) 後順位の不動産質権のための順位の譲渡又は放棄	431	332
(五) 抵当権の一部の順位の譲渡又は放棄	432	332
(六) 後順位抵当権の一部のための順位の譲渡又は放棄	433	333
(七) 共有抵当権の持分の順位の譲渡又は放棄	434	333
4 抵当権付債権の質入の登記		333
(一) 通常の場合	435	333
(二) 被担保債権の一部の質入	436	334
(三) 根質入の登記	437	334
六 抵当権の登記の抹消		335
1 弁済	438	335
2 抵当権の放棄又は解除（合意解除）	439	335
3 権利の混同	440	335
4 移転の付記登記のある抵当権の抹消	441	336
5 順位の変更の登記の抹消（錯誤による場合）	442	337
6 転抵当の目的となっている原抵当権の消滅	443	338
7 転抵当の抹消	444	338
8 順位の譲渡又は放棄の解除	445	339
9 順位の譲渡を受けた抵当権の登記を抹消した場合の順位譲渡事項の抹消	446	340
10 民法第375条第1項ただし書の特別の登記の抹消	447	340
七 抵当証券に関する登記		341
1 抵当証券の発行の定め		341
(一) 弁済期の定めがない場合	448	341
(二) 弁済期の定めがある場合（各別に記録する場合）	449	342
(三) 弁済期の定めがある場合（一括して記録する場合）	450	343
2 債権分割による抵当権の変更の登記		343

(一) 弁済期及び債権額を基準に一括して記録する場合	451	343
(二) 債権額を基準に一括して記録する場合	452	344
3 抵当証券に関する変更の場合		344
(一) 抵当証券発行の定め廃止	453	344
(二) 抵当証券の交付	454	344
(三) 抵当証券作成の嘱託があった場合	455	345
(四) 抵当証券交付の付記登記の嘱託があった場合	456	345
(五) 元本利息の支払場所の変更	457	345
4 嘱託による抵当証券作成の付記登記の抹消	458	346
5 抵当証券交付の付記登記の抹消	459	346
八 工場抵当に関する登記		347
1 工場抵当法（明治38年法律第54号。以下同じ。）第2条の設定の場合	460	347
2 普通抵当権を工場抵当法第2条による抵当権に変更する場合	461	347
3 工場抵当法第2条による抵当権を普通抵当権に変更する場合	462	348
九 物上担保付社債信託契約による場合		348
1 社債の全額発行の場合	463	348
2 社債の分割発行の場合		349
(一) 社債総額についての登記	464	349
(二) 分割発行についての登記	465	349
第十 根抵当権に関する登記		
一 根抵当権の設定の登記		350
1 通常の場合	466	350
2 債務者が数人の場合		351
(一) 債権の範囲が異なる場合	467	351

(二) 債権の範囲が共通の場合 468	352
3 根抵当権者が数人の場合	353
(一) 債権の範囲が異なる場合 469	353
(二) 債権の範囲及び債務者が異なる場合 470	354
4 敷地権の登記のある建物の専有部分のみを目的とする場合 471	355
5 共同根抵当権を設定する場合 472	355
二 根抵当権の変更の登記	356
1 債権の範囲の変更（根抵当権の一部移転等関連記録例を含む。）	356
(一) 交替的変更の場合及び追加的変更の場合 473	356
(二) 根抵当権の共有者の一人について債権の範囲を変更する場合 474	357
(三) 共有根抵当権について各根抵当権者の債権の範囲を同時に変更する場合 475	358
(四) 根抵当権の共有者の一人の権利の譲渡後、譲受人について債権の範囲を変更する場合 476	359
(五) 根抵当権の一部譲渡後、譲受人について債権の範囲を変更する場合 477	360
(六) 根抵当権の一部譲渡後、譲受人について債権の範囲と債務者を同時に変更する場合 478	361
2 債務者の変更	362
(一) 交替的変更の場合及び追加的変更の場合 479	362
(二) 根抵当権の共有者ごとに異なる債務者を同時に変更する場合 480	363
3 極度額の変更 481	364
4 確定期日の登記	364
(一) 当初確定期日の定めなかった根抵当権について新たに確定期日を定めた場合 482	364
(二) 確定期日の変更 483	365
5 根抵当権者の相続と合意 484	365
6 債務者の相続と合意 485	366
7 相続及び合意の登記がある根抵当権の追加担保の場合	367
(一) 根抵当権者の相続に関する合意の登記がされている場合 486	367
(二) 債務者の相続に関する合意の登記がされている場合 487	368

8 根抵当権者の合併 488	368
9 債務者の合併 489	369
10 元本の確定 490	369
三 根抵当権の処分の登記	370
1 根抵当権の全部譲渡 491	370
2 根抵当権の分割譲渡	371
(一) 共同担保の場合 492	371
(二) 順位譲渡を受けた根抵当権を分割譲渡する場合 493	372
3 根抵当権の一部譲渡 494	373
4 根抵当権の一部譲渡及び優先の定め 495	373
5 根抵当権の共有者の一人の権利の移転 496	374
四 根抵当権の登記の抹消	374
1 確定債権の弁済による場合 497	374
2 根抵当権の解除（又は放棄）による場合 498	375
3 消滅請求による場合 499	375

第十一 買戻権に関する登記

一 買戻の特約の登記	376
1 所有権を目的とする場合 500	376
2 地上権を目的とする場合 501	376
二 買戻権の移転の登記	377
1 所有権を目的とする場合 502	377
2 地上権を目的とする場合 503	377
三 買戻権の変更の登記又は更正の登記	378
1 買戻代金の変更 504	378

2 買戻期間の更正 505	378
四 買戻権の登記の抹消	379
1 買戻権の行使があった場合 506	379
2 買戻期間満了又は混同の場合 507	380

第十二 信託に関する登記

一 信託の登記	381
1 法第98条第1項の権利の保存 508	381
2 法第98条第1項の権利の設定	381
(一) 担保権の信託①(受託者を直接担保権者とする方法) 509	381
(二) 担保権の信託①(同前・被担保債権が複数ある場合) 510	382
3 法第98条第1項の権利の移転(所有権の信託)	382
(一) 受託者が一人の場合 511	382
(二) 受託者が二人以上の場合 512	383
(三) 遺言信託の場合 513	383
4 法第98条第1項の権利の移転(所有権以外の権利の信託)	384
(一) 地上権の場合 514	384
(二) 担保付債権の場合(受託者が一人の場合) 515	384
(三) 担保付債権の場合(受託者が複数の場合) 516	385
(四) 担保権の信託②(被担保債権者が委託者となり、担保権を受託者へ譲渡する方法) 517	385
5 法第98条第1項の権利の変更	386
(一) 自己信託① 518	386
(二) 自己信託②(持分の一部のみを信託財産とした場合) 519	386
6 信託財産の処分又は管理により不動産を信託財産とした場合	387
(一) 信託財産の処分により不動産を取得した場合 520	387

(二) 信託財産の処分により別信託の目的である不動産を取得した場合	521	387
(三) 信託財産の管理として権利を取得した場合	522	388
7 信託財産の原状回復		388
(一) 所有権の保存の登記と同時にする場合	523	388
(二) 所有権の移転の登記と同時にする場合	524	389
8 代位による申請の場合		389
(一) 所有権の移転の登記と同時にする場合	525	389
(二) 所有権の移転の登記と別にする場合（原状回復の場合）	526	390
9 信託の併合又は分割	527	390
二 受託者の変更に関する登記		391
1 受託者の変更による所有権の移転	528	391
2 二人以上の受託者のうちの一人の任務終了による受託者の変更		391
(一) 他の受託者の合有となった場合	529	391
(二) 他の受託者の単有となった場合	530	392
3 会社の合併又は会社分割による受託者の変更	531	392
4 信託財産管理命令等		393
(一) 信託財産管理者選任	532	393
(二) 信託財産管理者選任の取消し	533	393
(三) 信託財産法人管理人選任	534	394
(四) 信託財産法人管理人選任の取消し	535	394
三 信託財産に関する登記		395
1 固有財産と信託財産等とに属する共有物の分割		395
(一) 固有財産と信託財産とに属する不動産を共有物分割によりすべて信託財産とする場合①	536	395
(二) 固有財産と信託財産とに属する不動産を共有物分割によりすべて信託財産とする場合②	537	396
(三) 固有財産と信託財産とに属する不動産を共有物分割によりすべて固有財産とする場合①	538	397
(四) 固有財産と信託財産とに属する不動産を共有物分割によりすべて固有財産とする場合②	539	398

(五) 異なる二以上の信託財産に属する不動産を共有物分割によりすべて一つの信託財産とする場合①	540	399
(六) 異なる二以上の信託財産に属する不動産を共有物分割によりすべて一つの信託財産とする場合②	541	400
2 信託財産に関する保全処分		401
(一) 信託財産に関する保全処分	542	401
(二) 信託財産に関する保全処分の取消し	543	401
四 信託の登記がある不動産同士の合併の登記		402
1 所有権全体に対する信託の登記がある物件の場合	544	402
2 複数の「持分に関する信託の登記」がある物件の場合	545	403
3 「持分に関する信託の登記」が一つある物件の場合	546	404
五 信託の登記の抹消		405
1 信託財産の処分	547	405
2 信託終了	548	405
3 信託財産を受託者の固有財産とした場合		406
(一) 受託者が一人の場合	549	406
(二) 受託者が複数の場合	550	406

第十三 仮登記

一 所有権に関する仮登記		407
1 所有権の移転の仮登記	551	407
2 所有権の移転請求権の仮登記	552	407
3 法第157条第4項の法務局又は地方法務局の長の命令による仮登記	553	408
4 始期付所有権の移転の仮登記	554	408
5 停止条件付所有権の移転の仮登記		409
(一) 停止条件付代物弁済契約	555	409
(二) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の許可を条件とする場合	556	409

6	敷地権付き区分建物の建物のみを目的とする所有権の移転の仮登記 557	410
7	所有権が敷地権である場合にする所有権の移転請求権の仮登記 558	410
8	共有持分の移転請求権の仮登記 559	411
9	仮登記した所有権の移転の仮登記 560	411
10	仮登記した所有権の移転請求権の移転の登記 561	412
11	仮登記した所有権移転請求権の移転請求権の仮登記 562	412
12	所有権の登記の抹消の仮登記 563	413
13	仮登記義務者の一人が仮登記された移転請求権の一部移転を受けた場合の権利混同による登記の目的の変更の登記 564	414
二	地上権に関する仮登記	415
1	地上権の設定の仮登記 565	415
2	仮登記した地上権の変更の仮登記 566	415
三	賃借権に関する仮登記	416
1	賃借権の設定の仮登記 567	416
2	停止条件付賃借権設定の仮登記 568	416
3	転貸の仮登記 569	417
4	賃借権の移転の仮登記 570	417
四	一般の先取特権の保存の仮登記 571	418
五	抵当権に関する仮登記	418
1	抵当権の設定の仮登記 572	418
2	始期付抵当権の設定の仮登記 573	419
3	停止条件付抵当権の設定の仮登記 574	419
4	抵当権の設定請求権の仮登記 575	420
5	抵当権の移転の仮登記 576	420
6	抵当権の一部移転の仮登記 577	421
7	民法第501条第1号の代位付記の仮登記 578	421

8	利息増額による抵当権の変更の仮登記	579	421
9	抵当権の順位譲渡の仮登記	580	422
10	抵当権の登記の抹消の仮登記	581	422
11	抹消した抵当権の回復の仮登記	582	423
12	仮登記した所有権を目的とする抵当権の設定請求権の仮登記	583	423
13	仮登記した抵当権の移転の仮登記	584	423
14	仮登記した抵当権の設定請求権の移転の登記	585	424
15	仮登記した抵当権の設定請求権の移転請求権の仮登記	586	424
16	仮登記した抵当権の順位譲渡の仮登記	587	425
六	買戻の特約付売買の仮登記	588	426
七	信託に関する仮登記	589	426
八	仮登記に基づく本登記		427
1	所有権の移転の場合	590	427
2	抵当権の設定の場合	591	427
3	抵当権の変更の場合	592	428
4	抵当権の登記の抹消の場合	593	428
5	信託の登記の場合	594	429
6	所有権に関する仮登記に基づく本登記に伴う第三者の権利に関する登記の職権抹消	595	430
九	仮登記の抹消	596	431
十	仮登記に基づく本登記のみの抹消	597	431
十一	仮登記に基づく本登記及び仮登記の抹消	598	432

第十四 登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記

一	氏名の変更	599	433
二	住所移転	600	433

三 氏名及び住所の変更 601	433
四 胎児が生きて生まれた場合 602	434
五 町名地番の変更 603	434
六 住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）の実施 604	435
七 商号変更及び本店移転 605	435
八 住所移転後に住居表示に関する法律が実施された場合 606	435
九 氏名の更正及び住所移転 607	436
十 氏名の更正 608	436
十一 共有者の一人の住所の更正 609	436
十二 住所及び氏名の更正 610	437
十三 変更の登記後の住所移転 611	437
十四 住所を同じくする同名異人の共有者が併存する場合 612	438
十五 所管換 613	439
十六 地籍調査において地番を変更する処理をした場合における土地の所有権の登記名義人の住所の変更 614	439

第十五 抹消された登記の回復

一 所有権の保存の登記の回復 615	440
二 所有権に関する仮登記に基づく本登記に伴い職権抹消した登記の回復 616	442
三 抵当権の設定の登記の回復 617	443

第十六 代位の登記

一 代位による所有権の保存の登記 618	444
二 代位による所有権の移転の登記 619	444
三 代位による登記名義人の住所等の変更の登記 620	445

四 代位による相続（差押え後、公売前の相続の場合）の登記 621	445
----------------------------------	-----

第十七 民事執行に関する登記

一 強制執行に関する登記	446
1 不動産に対する強制執行に関する登記	446
（一）強制競売開始決定に係る差押えの登記	446
（1）所有権の場合 622	446
（2）所有権について二重に開始決定がされた場合 623	446
（3）所有権の登記のない場合 624	447
（4）共有持分権の場合 625	447
（5）地上権の場合 626	448
（6）敷地権の全部を目的とする既存の抵当権の実行としての差押えの場合 627	448
（7）特定の区分建物に係る敷地権のみを目的とする既存の抵当権の実行としての差押えの場合 628	449
（二）強制管理開始決定に係る差押えの登記	449
（1）所有権の場合 629	449
（2）地上権の準共有持分権の場合 630	450
（三）強制競売による売却の登記	450
（1）所有権の場合 631	450
（2）仮差押え及び滞納処分による差押え（及び参加差押え）の登記のある共有持分権の場合 632	451
（3）抵当権の目的となっている地上権の場合 633	452
（四）強制競売又は強制管理の開始決定に係る差押えの登記の抹消 634	452
2 担保権付債権に対する強制執行に関する登記	453
（一）差押えの登記 635	453
（二）転付命令等による移転等の登記 636	453
（三）転付命令等による移転以外の事由による差押えの登記の抹消 637	454

3	その他の財産権に対する強制執行に関する登記	454
	(一) 差押えの登記	454
	(1) 登記された賃借権の場合 638	454
	(2) 買戻権の場合 639	454
	(3) 仮登記した所有権の場合 640	455
	(4) 停止条件付所有権の場合 641	455
	(5) 所有権移転請求権の場合 642	455
	(二) 譲渡命令等による移転等の登記	456
	(1) 登記された賃借権の場合 643	456
	(2) 買戻権の場合 644	456
	(3) 所有権移転請求権の場合 645	457
	(三) 譲渡命令等による移転以外の事由による差押えの登記の抹消 646	457
二	仮差押えに関する登記	458
1	仮差押えの登記	458
	(一) 所有権の場合 647	458
	(二) 担保権付債権の場合 648	458
	(三) 登記された賃借権の場合 649	458
2	仮差押えの登記の抹消 650	459
3	仮差押えの執行としての強制管理開始決定に係る登記	459
	(一) 所有権の場合 651	459
	(二) 地上権の場合 652	459
4	仮差押えの執行としての強制管理開始決定に係る登記の抹消 653	460
三	仮処分に関する登記	460
1	仮処分の登記	460
	(一) 所有権の場合 654	460
	(二) 抵当権（地上権）の場合 655	461

2 仮処分の登記の抹消 656	461
四 担保権の実行としての競売に関する登記	461
1 担保権の実行としての競売開始決定に係る差押えの登記	461
(一) 所有権の場合 657	461
(二) 共有持分権の場合 658	462
(三) 地上権の場合 659	462
(四) 敷地権の全部を目的とする既存の抵当権の実行としての差押えの場合 660	463
(五) 特定の区分建物に係る敷地権のみを目的とする既存の抵当権の実行としての差押えの場合 661	464
2 担保権の実行としての担保不動産競売による売却の登記	464
(一) 所有権の場合 662	464
(二) 滞納処分による差押えの登記のある共有持分権の場合 663	465
(三) 抵当権の目的となっている地上権の場合 664	466
3 担保権の実行としての担保不動産競売による売却以外の事由による差押えの登記の抹消 665	466
4 担保不動産競売による売却により差押えの登記後にされた第三者の権利に関する登記を抹消する場合 666	467
5 担保不動産収益執行開始決定に係る差押えの登記 667	467

第十八 民事保全に関する登記

一 仮処分の登記	468
1 所有権の場合 668	468
2 所有権の一部の場合 669	468
3 抵当権（地上権）の場合 670	468
4 抵当権の一部の場合 671	469
5 抵当権（地上権）の一部の場合 672	469
6 建物収去土地明渡請求権を保全するための建物の仮処分の場合 673	469
二 保全仮登記をする場合	470

1 抵当権の設定の場合 674	470
2 転抵当の場合 675	471
3 抹消された抵当権の回復の場合 676	472
4 抵当権の変更(更正)の場合 677	473
5 抵当権の順位の変更の場合 678	474
6 抵当権の順位の譲渡(又は放棄)の場合 679	474
三 保全仮登記の更正	475
1 登記上の利害関係人がない場合(又はその承諾を証する情報が提供された場合) 680	475
2 登記上の利害関係人の承諾を証する情報が提供されない場合 681	476
四 仮処分の登記の抹消	477
1 仮処分に後れる登記の抹消又は保全仮登記に基づく本登記による仮処分の登記の職権抹消 682	477
2 民事保全規則(平成2年最高裁判所規則第3号)第48条の規定による嘱託がされた場合 683	477
3 執行の取下げ又は取消決定の場合 684	477
五 仮処分の登記に後れる登記の抹消	478
1 所有権の移転の登記の抹消 685	478
2 所有権の移転の登記の更正 686	478
3 抵当権の移転の登記の抹消 687	479
4 地上権の登記の抹消 688	480

第十九 滞納処分に関する登記

一 差押えの登記	481
1 通常の場合	481
(一) 所有権 689	481
(二) 担保権付債権 690	481
(三) 停止条件付所有権 691	481

2 延納担保物処分による差押えの場合 692	482
3 参加差押えの場合 693	482
二 公売による登記	483
1 公売による権利の移転及び差押えの登記の職権抹消 694	483
2 差押え後の停止条件付所有権移転仮登記のある不動産を随意契約により売却した場合 695	484
三 公売以外の事由による差押えの登記の抹消 696	485
四 代位による所有権の移転の登記 697	485

第二十 破産に関する登記

一 破産手続開始の登記	486
1 所有権 698	486
2 保全処分の登記がある場合 699	486
二 破産手続開始決定の取消し等の登記	487
1 破産手続開始決定の取消しの決定が確定した場合 700	487
2 破産手続廃止の決定又は破産手続終結の決定が確定した場合 701	487
3 破産財団に属しないこととされた場合 702	487
4 破産管財人がその権利を放棄した場合 703	488
5 売却の場合 704	488
6 裁判所から破産手続開始の登記及び破産終結の登記の抹消の嘱託があった場合 705	489
三 保全処分の登記	489
1 債務者の財産に関する保全処分の場合 706	489
2 否認権のための保全処分の場合 707	490
3 役員の財産に対する保全処分（破産法（平成16年法律第75号。以下同じ。）第177条第1項）の場合 708	490
4 役員の財産に対する保全処分（破産法第177条第2項）の場合 709	491
四 保全処分の変更の登記 710	491

五 保全処分の登記の抹消	491
1 破産手続開始の申立てが取り下げられた場合 711.....	491
2 破産手続開始の申立てを棄却する決定が確定した場合 712.....	492
3 破産手続開始決定の取消しの決定が確定した場合 713.....	492
4 破産手続廃止の決定又は破産手続終結の決定が確定した場合 714.....	492
5 破産管財人がその権利を放棄した場合 715.....	493
6 否認権のための保全処分に係る手続を続行しない場合 716.....	493
六 否認の登記	493
1 登記の原因である行為の否認の場合 717.....	493
2 登記の原因である行為の転得者に対する否認の場合 718.....	494
3 登記の否認の場合 719.....	494
4 登記の転得者に対する否認の場合 720.....	495
5 第三者の権利に関する登記がある場合 721.....	495
七 否認の登記の抹消	496
1 囑託による場合	496
(一) 破産手続開始決定の取消しの決定が確定した場合 722.....	496
(二) 破産手続廃止の決定又は破産手続終結の決定が確定した場合 723.....	497
(三) 破産管財人がその権利を放棄した場合 724.....	497
2 職権により否認された行為を登記原因とする登記又は否認の登記を抹消する場合 725.....	498
3 職権により所有権の移転の登記をする場合 726.....	499
八 担保権消滅の登記 727.....	500

第二十一 特別清算に関する登記

一 保全処分の登記 728.....	501
二 保全処分の変更の登記 729.....	501

三 保全処分の登記の抹消	502
1 保全処分の取消しの場合 730.....	502
2 特別清算開始の取消しの場合 731.....	502
3 特別清算の終結の場合 732.....	502

第二十二 民事再生に関する登記

一 保全処分の登記	503
1 再生債務者の財産に対する保全処分 733.....	503
2 法人である再生債務者の理事，取締役，監事，監査役，清算人又はこれらに準ずる者（以下「役員等」という。） の財産に対する保全処分 734.....	503
二 保全処分の登記の変更又は抹消	504
1 保全処分の登記の変更 735.....	504
2 保全処分の登記の抹消	504
(一) 保全処分の取消しの場合 736.....	504
(二) 再生手続開始の申立てが取り下げられたとき 737.....	505
(三) 再生債務者財産に対する保全処分があった場合において，再生手続開始の決定がされたとき又は再生手続開始 の申立てを棄却する決定がされたとき 738.....	505
(四) 役員等の財産に対する保全処分があった場合において，再生手続開始の申立てを棄却する決定が確定したとき 739.....	506
(五) 役員等の財産に対する保全処分があった場合において，再生手続開始の決定を取り消す決定の確定，再生計画 不認可の決定の確定，再生手続終結の決定，再生計画取消しの決定の確定，又は再生手続廃止の決定の確定によ り再生手続が終了したとき 740.....	506
三 再生手続において効力を失う保全処分等に関する登記	507
1 特別清算手続における保全処分の登記の抹消 741.....	507
2 1により抹消された保全処分の登記の回復 742.....	508

3 破産手続開始の登記の抹消 743	508
四 再生手続終結等の登記	509
1 再生手続終結又は再生手続廃止 744	509
2 再生計画の取消し 745	509
五 否認の登記	509
1 登記の原因である行為の否認の場合 746	509
2 登記の否認の場合 747	510
六 否認の登記の抹消	510
1 再生計画認可の決定の確定の前に再生手続が終了した場合 748	510
2 職権により否認された行為を登記原因とする登記又は否認の登記を抹消する場合 749	511
3 職権により所有権の移転の登記をする場合 750	512
七 否認の効果が確定した場合（再生計画認可の決定の確定の後に再生手続が終了した場合）の登記	513
1 再生手続終結の決定がされたとき 751	513
2 再生計画認可の決定の確定後、再生手続の終了前に再生計画取消しの決定が確定したとき 752	513
3 再生計画認可の決定の確定後に再生手続廃止の決定が確定したとき 753	514
八 担保権消滅の登記 754	514

第二十三 会社更生に関する登記

一 会社財産等の保全処分に関する登記	515
1 開始前会社の財産に対する保全処分 755	515
2 開始前会社の取締役、執行役、監査役、発起人又は清算人（以下「役員」という。）の財産に対する保全処分 756	515
3 保全処分の変更の場合 757	516
4 保全処分の取消しの場合 758	516
二 保全処分の登記の抹消の場合	516
1 更生手続開始の申立てが取り下げられたとき 759	516

2	開始前会社の財産に対する保全処分があった場合において、更生手続開始の決定がされたとき又は更生手続開始の申立てを棄却する決定がされたとき	760	517
3	開始前会社又は更生会社の役員の財産に対する保全処分があった場合において、更生手続開始の申立てを棄却する決定の確定、更生手続開始の決定を取り消す決定の確定、更生計画不認可の決定の確定、更生手続廃止の決定の確定又は更生手続終結の決定により更生手続が終了したとき	761	517
三	更生手続において効力を失った保全処分等に関する登記		518
1	特別清算手続における保全処分の登記の抹消	762	518
2	1により抹消された保全処分の登記の回復	763	519
3	破産手続開始の登記の抹消	764	519
四	否認の登記		520
1	登記の原因である行為の否認の場合	765	520
2	登記の否認の場合	766	520
五	否認の登記の抹消		520
1	更生計画認可の決定前に更生手続が終了した場合	767	520
2	職権により否認された行為を登記原因とする登記又は否認の登記を抹消する場合	768	521
3	職権により所有権の移転の登記をする場合	769	522
六	否認の効果が確定した場合（否認の登記がされている場合において更生計画認可の決定後に更生手続が終了した場合）の登記		523
1	更生計画認可の決定の確定後に更生手続終結の決定があったとき	770	523
2	更生計画認可の決定の確定後に更生手続廃止の決定が確定したとき	771	523
七	担保権消滅の登記	772	524

第二十四 外国倒産処理に関する登記

一	処分禁止処分に関する登記		525
1	処分禁止処分の登記	773	525

2	処分禁止処分の変更の登記 774	525
3	処分禁止処分の登記の抹消	526
	(一) 処分禁止処分の取消しがあった場合 775	526
	(二) 処分禁止を命ずる処分が効力を失った場合 776	526
二	管理命令に関する登記	526
1	管理命令の登記 777	526
2	管理命令の登記の抹消	527
	(一) 管理命令の取消しがあった場合 778	527
	(二) 管理命令が効力を失った場合 779	527
三	外国倒産処理手続の承認の取消しによる登記の抹消	527
1	国内倒産処理手続に係る登記の抹消 780	527
2	他の承認援助手続に係る登記の抹消 781	528
四	中止した承認援助手続の失効による登記の抹消 782	528

第二十五 マンション建替事業に関する登記

一	権利変換手続開始の登記 783	537
二	権利変換手続開始の登記の抹消（目的不到達における登記の抹消） 784	538
三	施行再建マンションの敷地についての権利変換の登記	538
1	施行マンションが敷地権付き区分建物の場合【設例1】	538
	(一) 敷地利用権が所有権である場合 785	538
	(二) 敷地利用権が地上権又は賃借権である場合 786	541
2	施行マンションが敷地権付き区分建物でない場合【設例2】	544
	(一) 敷地利用権が所有権である場合 787	544
	(二) 敷地利用権が地上権又は賃借権である場合 788	547
四	施行再建マンションについての権利変換の登記	

1 施行再建マンションの利用権が所有権である場合	789	550
2 施行再建マンションの利用権が賃借権である場合	790	551

第二十六 密集市街地における防災街区整備事業に関する登記

一 権利変換手続開始の登記	791	552
二 権利変換手続開始の登記の抹消	792	552
三 施行地区内の土地についての権利変換の登記	793	553
四 新建物についての権利変換の登記	794	554

第二十七 農業経営基盤強化促進事業に関する登記

一 代位による所有権の保存の登記	795	555
二 代位による所有権の移転の登記	796	555
三 所有権の移転の登記	797	556

第二十八 更正許可（記入承認）に関する登記

一 更正許可による場合		
1 登記名義人の住所の変更の登記に誤りがある場合	798	557
2 所有権の移転の登記に誤りがある場合（更正事項が複数ある場合）	799	557
3 登記の目的に誤りがある場合	800	558
4 更正の登記により更正した登記の目的を再度更正する場合	801	559
5 受付年月日に誤りがある場合	802	559
6 承役地の範囲に誤りがある場合	803	560
7 特約を遺漏している場合	804	560

8	同順位の抵当権設定の登記を異順位でしている場合	805	561
9	主登記で登記すべき抵当権の債権額増額の登記を付記登記でしている場合	806	562
10	被担保債権の発生原因日付に誤りがある場合	807	563
11	債権の範囲を遺漏している場合	808	563
12	抹消すべきでない（根）抵当権を誤って抹消している場合	809	564
13	共有持分を目的とする抵当権を不動産全部を目的とする抵当権と誤っている場合	810	565
14	分筆（分割）登記の際、抵当権消滅承諾の付記登記を遺漏している場合	811	565
15	共に権利の目的である旨の記録を遺漏している場合	812	566
16	一個の物件に追加する場合に共同担保の旨の付記登記を遺漏している場合	813	567
17	取扱店の記録に誤りがある場合（又は遺漏している場合）	814	568
18	担保権の実行としての担保不動産競売による売却の登記の際、差押えの登記の抹消を遺漏している場合	815	569
19	共同担保目録の番号に誤りがある場合	816	570
20	共同担保目録中、追加された他管物件の表示に誤りがある場合	817	572
21	仮登記に基づく本登記の際、仮登記に後れる登記の抹消を遺漏している場合	818	573
二 記入承認による場合			
1	申請のあった所有権移転の登記の全部を遺漏している場合	819	574
2	工場財団に属すべき登記及び属した旨の登記を遺漏している場合	820	574
3	登記の抹消を全部遺漏している場合	821	575
三 移記・転写に関する更正			
1	分筆転写の際、抵当権の設定の登記を全部遺漏している場合	822	576
2	コンピュータ移記の際、抵当権の登記を全部遺漏している場合	823	577
3	移記すべき（根）抵当権の登記が複数ある場合に先順位（根）抵当権を遺漏している場合	824	578
4	現に効力を有しない登記を移記したため現に効力を有する登記を遺漏している場合	825	579
四 登記の抹消に関する更正			
1	登記の抹消の際、誤って抹消すべきでない登記に抹消記号（下線）を付した場合	826	580
2	抹消登記の目的中、抹消すべき登記の順位番号を誤っている場合	827	581

五 包括許可による承認（平成17年4月18日付け法務省民二第1009号民事局長通達第2）の場合	828	582
第二十九 その他の登記		583
一 予告登記の職権抹消（不動産登記規則附則第18条の規定による場合）	829	583
参 考		
不動産登記記録例について（平成21年2月20日法務省民二第500号法務局長，地方法務局長あて民事局長通達）		585